

八幡浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱

〔平成29年6月30日〕
〔要綱第30号〕

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 応援券の交付に係る手続等（第4条―第8条）

第3章 登録店舗に係る手続等（第9条―第11条）

第4章 補則（第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられることができる環境を整えるため、子育て世帯への経済的支援を行う八幡浜市愛顔の子育て応援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、福祉の向上及び少子化対策を促進するとともに、併せて地域経済の活性化に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 対象乳児 平成28年4月1日以降に出生した者で、応援券交付時に本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第5条に規定する本市の住民基本台帳（以下同じ。）に記録され、その属する世帯において生計を一にする第2子以降の1歳に満たない者（平成28年度中に出生した者（以下「平成28年度出生者」という。）にあっては、2歳に満たない者）をいう。
- (2) 保護者 対象乳児の親権を行う者又は後見人で対象乳児を現に監護し、生計を同じくする者であって、本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 対象製品 愛媛県と覚書を取り交わした企業が生産し、愛媛県が別途定める乳幼児用紙おむつ製品をいう。

(4) 応援券 対象製品の購入費用に充てることができるものとして、本市が発行する八幡浜市愛顔っ子応援券（様式第1号）（平成28年度出生者への発行にあつては、八幡浜市浜っ子応援券（様式第1号の2））をいう。

(5) 登録店舗 本事業に賛同し、応援券が利用できる店舗として、本市が登録したものをいう。

（助成の対象）

第3条 応援券の交付対象は対象乳児とし、その保護者に対して助成するものとする。

第2章 応援券の交付に係る手続等

（応援券の交付申請）

第4条 対象乳児の保護者（以下「交付対象者」という。）が応援券の交付を受けようとするときは、八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券交付申請書（様式第2号）に、身分が証明できるもの及び出生届出済証明欄に出生地の市区町村長印が押印されている対象乳児の母子手帳を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、当該対象乳児の誕生日から1歳の誕生日の前日（平成28年度出生者にあつては、2歳の誕生日の前日）までに行わなければならない。

3 愛媛県が行う愛顔の子育て応援事業を実施する県内の他市町から転入し、転入前の市町の応援券の残券を保持している場合は、当該残券にかかる分について、残券の有効期限までに申請を行うものとする。

（応援券の額）

第5条 応援券は、額面1,000円の50枚綴りを1セットとし、対象乳児1人に対して1セットを限度として、市長が別に定める基準に基づき交付するものとする。

（応援券の交付）

第6条 市長は、第4条の規定による交付申請があつた場合は、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、対象乳児の母子手帳に、応援券を交付済であることを記載のうえ、前条の規定により交付対象者に応援券を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により応援券を交付したときは、八幡浜市愛顔の子育て

応援事業応援券交付台帳（様式第3号）にその旨を記録し、応援券の交付状況を常に明らかにしておかなければならない。

（応援券の利用等）

第7条 応援券の交付を受けた交付対象者（以下「受給者」という。）は、応援券の有効期限内に第10条第2項で指定を受けた登録店舗で対象製品を購入する際に、応援券を利用することができる。

2 前項の場合において、対象製品の購入総額が利用する応援券の額面の総額と同額又はこれを上回る場合に使用できるものとし、購入しようとする対象製品の購入総額が応援券の額面の総額を超えた場合は、その差額は受給者において負担するものとする。

3 応援券の有効期限は、交付した日の属する年度の翌年度の末日（第4条第3項の規定により申請をした者に係る応援券にあつては、当該残券に記された期限）とし、有効期限を過ぎた応援券は無効とする。

4 紛失による応援券の再発行は行わない。ただし、応援券が汚損し、又は破損した場合は、応援券と認識できる場合に限り、当該汚損し、又は破損した応援券と引き換えに応援券を交付できるものとする。

（応援券の返還等）

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、未使用の応援券があつた場合は、応援券の返還を命ずることができる。

(1) 対象乳児が、死亡し、又は市外に転出したとき。ただし、愛媛県愛媛の子育て応援事業費補助金の交付を受ける県内の他市町に転出する場合は、この限りでない。

(2) 応援券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。

(3) 応援券の記載事項を改変して使用したとき。

(4) 虚偽その他不正の行為により、応援券の支給を受けたとき。

(5) その他応援券の交付に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、受給者が前項第2号から第4号までのいずれかに該当し、必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用した応援券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前項の場合において、市長は、返還を命じたことについて、様式第3号に記載するものとする。

第3章 登録店舗に係る手続等

(登録店舗等)

第9条 この事業に賛同し、応援券の利用できる店舗として指定を受けようとする者は、八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券登録店舗指定申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定申請書の提出があり、応援券の利用できる店舗として適当と認める場合は、八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券登録店舗として指定し、八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券登録店舗指定書(様式第5号)を交付するものとする。

3 前項の規定による登録店舗の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、登録店舗の内容に変更、追加、廃止等がある場合、八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券登録店舗変更指定申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の変更指定申請書の提出があった場合について、準用する。この場合において、変更に係る指定事業者は、当該変更前に交付した様式第5号を市長に返還しなければならない。

(登録店舗の取消等)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他指定事業者の責めに帰すべき事由により、事業を継続することができないと認めるときは、登録店舗の指定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 指定の取消しを申し出たとき。
- (3) 登録店舗による応援券の不正使用等があったとき。
- (4) 虚偽その他不正の行為により、請求を行ったとき。
- (5) その他応援券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、指定事業者が前項第3号又は第4号に該当し、必要があると認めたときは、受領した応援券に対して支払いを受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 指定事業者は、第1項の規定による登録店舗の取り消しにより生じた損害の賠償を市長に請求することができないものとする。

4 第1項の規定により、市長が登録店舗の指定を取り消した場合において、指

定事業者が当該取消前に既に受領した応援券を有する場合は、当該応援券に係る請求を行えるものとする。ただし、第2項の規定による変更を命ずることができる場合は、当該返還命令に係る部分を相殺するものとする。

(助成金の請求手続)

第11条 指定事業者は、毎月初日から末日までに受領した応援券を登録店舗ごとに集計し、やむを得ない場合を除き翌月の20日までに八幡浜市愛顔の子育て応援事業助成金交付請求書(様式第6号)に受領した応援券を添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、当該請求の内容を審査し、これを適正と認めたときは、請求のあった月の末日までに支払うものとする。

第4章 補則

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表紙）

八幡浜市愛顔の子育て応援事業				No. _____
<h1>八幡浜市愛顔っ子応援券</h1>				
保護者氏名				
対象乳児氏名		生年月日	年月日	
住所				
有効期限	年月日 ※有効期限を過ぎた応援券は使用できません。			

※応援券利用前に必要事項を必ず記入してください。

発行：八幡浜市 協賛企業：〇〇株式会社 〇〇株式会社 〇〇株式会社
(50音順)

（表紙の裏側）

<p>★愛顔っ子応援券の使い方★</p> <p>①この券は、対象乳児の保護者が市内の登録店舗で、下記対象製品を購入する場合に限り1枚あたり1,000円分の費用として使うことができます。</p> <p>【対象製品】 〇〇株式会社 〇〇〇〇 〇〇株式会社 〇〇〇〇 〇〇株式会社 〇〇〇〇</p> <p>②1回あたりの利用枚数に限りはありませんが、購入額が額面の総額と同額又は上回る場合に使用できます。</p> <p>③購入額が額面の総額を上回る場合は、差額を自己負担してください。</p> <p>④すでに購入済みの対象製品との引き換えはできません。</p> <p>⑤現金との引換えや未使用分の券の払戻しはできません。</p> <p>⑥この券の売買や第三者への転売・譲渡はできません。</p> <p>⑦表面の有効期限を過ぎた場合は使用できません。</p> <p>⑧紛失等による応援券の再発行は行いませんが、汚損・破損による場合は残券と引換えできる場合があります。</p> <p>⑨券は切り離さずに登録店舗にお持ちください。冊子から切り離すと無効となります。</p> <p>⑩市外への転出など、申請内容に変更がある場合は下記までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">【問い合わせ先】八幡浜市子育て支援課 TEL0894-22-3111</p>

(応援券 表面)

<p>No. _____</p> <p>八幡浜市愛顔の子育て応援事業</p> <p>八幡浜市愛顔っ子応援券</p> <p>1,000円</p> <p>有効期限： 年 月 日</p> <p>発行：八幡浜市 協賛企業：〇〇株式会社 〇〇株式会社 〇〇株式会社 (50音順)</p>		<p>No. _____</p> <p>切り離し無効</p> <p>市キヤラ</p> <p>切り離し無効</p>
--	--	---

規格：170 mm×76 mm セキュリティ用紙スバル 50枚綴り、無線綴じ、
ミシン・ナンバリング2か所

(応援券 裏面)

<p>【登録店舗控用】</p> <p>八幡浜市愛顔っ子応援券</p> <p>【登録店舗様】 この半券は引換日から5年間保管してください。</p>	<p>【八幡浜市保管用】</p> <p>【登録店舗様へ】</p> <p>①この券は下記の対象製品を購入する場合に限り、1枚あたり1,000円分の費用として使用できます。 ②1回あたりの利用枚数に限りはありませんが、対象製品の購入額が額面の総額と同額の場合または上回る場合に利用できます。 ③購入額が額面を上回る場合の差額を応援券利用者からいただってください。 ④表面記載の有効期限を必ず確認してください。 ⑤下記に引換日及び登録店舗名を記載してください。</p>	
	<p>【対象製品】</p> <p>〇〇(株) 〇〇(株) 〇〇(株) 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇</p>	<p>引換日 年 月 日</p> <p>登録店舗名</p>

様式第1号の2（第2条関係）

（表紙）

八幡浜市愛顔の子育て応援事業				No. _____
<h1>八幡浜市浜っ子応援券</h1>				
保護者氏名				
対象乳児氏名		生年月日	年月日	
住所				
有効期限	年月日 ※有効期限を過ぎた応援券は使用できません。			

※応援券利用前に必要事項を必ず記入してください。

発行：八幡浜市 協賛企業：〇〇株式会社 〇〇株式会社 〇〇株式会社
(50音順)

（表紙の裏側）

<p>★浜っ子応援券の使い方★</p> <p>①この券は、対象乳児の保護者が市内の登録店舗で、下記対象製品を購入する場合に限り1枚あたり1,000円分の費用として使うことができます。</p> <p>【対象製品】</p> <p>〇〇株式会社 〇〇〇〇 〇〇株式会社 〇〇〇〇 〇〇株式会社 〇〇〇〇</p> <p>②1回あたりの利用枚数に限りはありませんが、購入額が額面の総額と同額又は上回る場合に使用できます。</p> <p>③購入額が額面の総額を上回る場合は、差額を自己負担してください。</p> <p>④すでに購入済みの対象製品との引き換えはできません。</p> <p>⑤現金との引換えや未使用分の券の払戻しはできません。</p> <p>⑥この券の売買や第三者への転売・譲渡はできません。</p> <p>⑦表面の有効期限を過ぎた場合は使用できません。</p> <p>⑧紛失等による応援券の再発行は行いませんが、汚損・破損による場合は残券と引換えできる場合があります。</p> <p>⑨券は切り離さずに登録店舗にお持ちください。冊子から切り離すと無効となります。</p> <p>⑩市外への転出など、申請内容に変更がある場合は下記までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">【問い合わせ先】八幡浜市子育て支援課 TEL0894-22-3111</p>

(応援券 表面)

<p>No. _____</p> <p>八幡浜市愛顔の子育て応援事業</p> <p>八幡浜市浜っ子応援券</p> <p>1,000円</p> <p>有効期限： 年 月 日</p> <p>発行：八幡浜市 協賛企業：〇〇株式会社 〇〇株式会社 〇〇株式会社 (50音順)</p>		<p>No. _____</p> <p>切り離し無効</p> <p>市キヤラ</p> <p>切り離し無効</p>
---	--	---

規格：170 mm×76 mm セキュリティ用紙スバル 50枚綴り、無線綴じ、
ミシン・ナンバリング2か所

(応援券 裏面)

<p>【登録店舗控用】</p> <p>八幡浜市浜っ子応援券</p> <p>【登録店舗様】 この半券は引換日から5年間保管してください。</p>	<p>【八幡浜市保管用】</p> <p>【登録店舗様へ】</p> <p>①この券は下記の対象製品を購入する場合に限り、1枚あたり1,000円分の費用として使用できます。 ②1回あたりの利用枚数に限りはありませんが、対象製品の購入額が額面の総額と同額の場合または上回る場合に利用できます。 ③購入額が額面を上回る場合の差額を応援券利用者からいただってください。 ④表面記載の有効期限を必ず確認してください。 ⑤下記に引換日及び登録店舗名を記載してください。</p> <p>【対象製品】 〇〇(株) 〇〇(株) 〇〇(株) 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">引換日</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">登録店舗名</td></tr></table>	引換日	年 月 日	登録店舗名	
引換日	年 月 日				
登録店舗名					

様式第2号（第4条関係）

八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券交付申請書

八幡浜市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

八幡浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり応援券の交付を申請します。

なお、申請内容を確認するに当たって、市が住民基本台帳を閲覧することについて同意します。

また、対象乳児が死亡し、又は市外（愛媛県内の愛顔の子育て応援事業を実施している市町を除く。）に転出したときは、速やかに応援券を返却することを誓約します。

応援券の種類	<input type="checkbox"/> 八幡浜市愛顔っ子応援券 <input type="checkbox"/> 八幡浜市浜っ子応援券		
対象乳児	住 所	八幡浜市	
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	申請者との続柄	(第 子)	
八幡浜市への転入届の提出日 (転入により申請する場合のみ記載)	乳児	年 月 日	
	申請者	年 月 日	
必要書類	<input type="checkbox"/> 身分証明書（運転免許証その他の本人であることを確認できるもの） <input type="checkbox"/> 対象乳児の母子手帳		

※対象乳児の保護者以外の方が申請される場合は、以下をご記入ください。

私は、下記の者を代理人とし本申請にかかる権限を委任します。

代理人	住 所		申請者との関係	
	氏 名		電 話 番 号	

様式第4号（第9条関係）

八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券登録店舗指定（変更指定）申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住所又は所在地

名称及び代表者名

電話番号

八幡浜市内の下記の店舗について、八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券登録店舗の指定を受けたいので、八幡浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱第9条第1項（第3項）の規定により申請（変更申請）します。

なお、申請に当たり八幡浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱を遵守することを誓約します。

記

No.	店舗名	住所	電話番号 メールアドレス	申請の区分

※「申請の区分」欄には、申請内容に基づき次のとおり記載すること。

- ・「新規登録申請」→「交付申請」
- ・「登録済店舗の内容変更」→「変更」
- ・「登録店舗の廃止」→「廃止」
- ・「店舗の追加」→「追加」

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券登録店舗指定書

（代 表 者） 様

八幡浜市長

年 月 日付けで申請のあった下記の登録店舗については、八幡浜市愛顔の子育て応援事業実施要綱第9条第2項の規定により、八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券登録店舗に指定する。

記

No.	店舗名	住所	電話番号 メールアドレス

様式第6号（第11条関係）

八幡浜市愛顔の子育て応援事業応援券登録店舗助成金交付請求書

年 月 日 第 号で指定を受けた登録店舗において受領した
応援券について下記のとおり集計しましたので、八幡浜市愛顔の子育て応援事業
実施要綱第11条第1項の規定に基づき、応援券【八幡浜市保管用】を添えて請
求します。

年 月 日

八幡浜市長 様

請求者 住所又は所在地

名称及び代表者名 ⑩

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---

ただし、対象月 年 月分

- 八幡浜市愛顔っ子応援券 _____枚 × 助成額1,000円として
八幡浜市浜っ子応援券 _____枚 × 助成額1,000円として

(いずれかにチェックを入れてください。)

記

No.	店舗名	住所	使用枚数(枚) (A)	金額(円) (B)=(A)×1,000
合計				

※「八幡浜市愛顔っ子応援券」と「八幡浜市浜っ子応援券」の双方がある場合は、別々の請求書で請求すること。